

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：チュニジア 担当：地球環境部
案件名：スファックス海水淡水化施設整備事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2014年8月下旬

2 参加要件

上水道整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月2日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：8月中旬

(5) 契約交渉：8月中旬～8月下旬

5 業務の目的

チュニジア国（以下、「チュ」国と言う。）は国土の半分が半乾燥地帯に位置し、年間平均降水量が約500mm（2011年）と僅少であり、取水量の約7割を地下水に依存している。当国の水セクターは、過去15年にわたる年5%前後の安定した経済発展を背景に、水道管網及び供給量の拡大に取り組み、農村部においては給水率93.8%、都市部においては給水率100%、全国給水率は97.9%に達している（2011年、水資源開発公社（以下、SONEDEという。）。）。「チュ」国の水セクターは、農業省が政策を決定するとともに、共同水栓方式による給水事業を担当し、SONEDEが水道管網による各戸給水事業、飲料水の供給及び水源からの導水・浄水処理施設の建設・維持管理を行っている。

同国第二の都市スファックスを中心とするスファックス大都市圏（人口約96万人、2012年、SONEDE）では、日平均給水量約19万m³/日（2013年）（SONEDE）の給水が行われているが、近年の人口の増加（年1.54%）により、2018年には水需要量が水供給量を大きく上回ると予測され、新たな水源の開発が喫緊の課題となっている。スファックス大都市圏は水供給の大部分を中西部地方の地下水源に依存しているが、近年、中西部の地下水の保全が必要になるとともに、当該地域での水需要が増加しており、将来的にスファックス大都市圏への送水の減少が見込まれることから（2018年には日平均給水量約13万m³/日に減少する見込み（SONEDE））、スファックス大都市圏独自の水源の開発と付随するインフラの整備が求められている。

SONEDEは2005年に、2025年を目標年次とする南部地域の給水計画のF/Sを実施しており、その中で海水淡水化施設の検討もなされた。また、SONEDEは2013年4月に、2030年までの給水能力の強化及び供給水質の改善を目標とする戦略を策定し、その中でスファックス大都市圏には従来とは異なる水資源開発技術を用いた新たな水の生産拠点が必要であるとして、スファックス近郊における海水淡水化施設整備事業（以下、本事業という。）の実施を計画した。本事業は、水資源が限られた「チュ」国における効率的な水資源開発と適切な管理の実現を支援するものであり、同国の政策との整合性は高い。2012年5月16日に開発パートナー向けに開催された投資・国際協力大臣主催の「新しいチュニジアの開発プロジェクトに対するファイナンスに関する国際会議」で配布されたプロジェクトリストにも、本事業が掲載されている。

このような背景のもと、「スファックス海水淡水化施設整備事業準備調査」の実施に向け、スファックス大都市圏における海水淡水化施設建設、送水管布設及び配水池築造に係る事業内容を検討し、協力準備調査のスコープを決定し、それらを協議することを目的として、2013年5月11日から19日にかけてTOR協議調査が実施された。同調査団は「チュ」国側関係機関である開発国際協力省、農業省及びSONEDEと協議を行った。

本協力準備調査はTOR協議調査等に基づいて検討された本事業の事業内容を精査し、本事業の目的、概要、概略設計、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

「チュ」国スファックス大都市圏。

(2) 業務内容

ア 既存情報のレビュー及び調査

(ア) 自然条件調査（気象、地勢、地形、水文、水理地質等）

(イ) 社会条件調査（社会経済情勢及び人口、商工業、土地利用、社会インフラ整備、経済情勢等における今後の

トレンド)

(ウ)環境条件(環境関連法令及び規制、公衆衛生等)

イ 本事業の計画を策定するに当たり、基礎となる情報の収集及び分析

(ア)スファックス大都市圏における水需要量及び水供給量

(イ)スファックス大都市圏における水利用可能量

(ウ)スファックス大都市圏における水道施設全体計画

(エ)スファックス大都市圏における本事業以外の水道事業

(オ)スファックス大都市圏における海水淡水化施設の候補地

(カ)スファックス大都市圏における既存水道施設

(キ)既存淡水化施設

(ク)水セクターの組織

(ケ)水道料金設定

(コ)SONEDEの財務分析

(サ)電力利用可能量

ウ 事業の必要性確認

(ア)生活用水、農業用水、工業用水などの水セクターの現状及び問題点

(イ)生活用水、農業用水、工業用水などの水セクターの政策及び将来計画

(ウ)生活用水、農業用水、工業用水などを供給するための施設容量

(エ)給水量を増加させるためのSONEDEの水資源開発計画

(オ)既存配水管網の整備状況及び工事計画

(カ)他開発パートナーの水道事業への支援状況

(キ)SONEDEの水道施設整備計画(海水淡水化施設を含む)

(ク)海水淡水化と代替水源による給水との比較

(ケ)国の方針の中での位置づけ

エ 本事業の計画策定

(ア)水需要予測

(イ)スファックス大都市圏における水道事業全体計画

(ウ)海水淡水化施設の必要生産水量

(エ)海水淡水化施設の用地選定

(オ)海水淡水化方法の比較(逆浸透法、多段フラッシュ法、減圧蒸留法等)

(カ)海水の取水方法の決定

(キ)海水濃縮水の放流方法の決定

(ク)ポンプ場の用地選定

(ケ)配水池の用地選定

(コ)全体運用計画

(サ)本事業で必要な用地取得面積の算出

(シ)用地取得の規則や手続き

オ 本事業の概略設計

(ア)事業範囲の明確化

(イ)海水取水施設、海水淡水化施設、海水濃縮水放流施設、ポンプ場、送水管、配水池の施設設計

(ウ)事業実施に必要な許認可や法制度整備、用地取得手続き等の確認

カ 環境影響評価

キ 概略事業費の算定

ク 事業実施計画の策定

(ア)資金計画

(イ)施工計画

(ウ)事業実施スケジュール

(エ)調達計画

(オ)事業実施体制

(カ)維持管理計画

(キ)コンサルタントTOR策定

(ク)経済・財務分析

(ケ)その他配慮事項

ケ 事業評価

コ 運用・効果指標の提案

7 成果品等

(1) インセプションレポート (2013年9月中旬)

(2) インテリムレポート1 (2013年12月上旬)

(3) インテリムレポート2 (2014年3月上旬)

(4) ドラフトファイナルレポート (2014年6月下旬)

(5) ファイナルレポート (2014年8月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/上水道計画（評価対象予定者）
- (2) 海水淡水化施設設計（評価対象予定者）
- (3) 送配水施設設計
- (4) 水資源調査
- (5) 機械設備設計
- (6) 電気設備設計
- (7) 自然条件調査
- (8) 調達計画/積算
- (9) 経済・財務分析
- (10) 環境社会配慮
- (11) 業務調整 / 海水淡水化施設設計補助

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。